

自然災害発生時における業務継続計画

放課後デイ アネーラ

法人名	株式会社オハナ・ドリームス	種別	放課後等デイサービス
代表者	後藤 眞清	管理者	後藤 幹子
所在地	岐阜市坂井町2丁目6番地 メゾンゴトウ 201・202号室	電話番号	058-253-3840

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	3
(4) 優先業務の選定	4
① 優先する業務	4
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	4
① 研修・訓練の実施	4
② BCPの検証・見直し	4
2. 平常時の対応	4
(1) 建物・設備の安全対策	4
① 人が常駐する場所の耐震措置	4
② 設備の耐震措置	5
③ 水害対策	5
(2) 電気が止まった場合の対策	5
(3) ガスが止まった場合の対策	5
(4) 水道が止まった場合の対策	5
① 飲料水	5
② 生活用水	5
(5) 通信が麻痺した場合の対策	5
(6) システムが停止した場合の対策	6
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	6
① トイレ対策	6
② 汚物対策	6
(8) 必要品の備蓄	6
(9) 資金手当て	7
3. 緊急時の対応	7
(1) BCP発動基準	7
(2) 行動基準	7
(3) 対応体制	7
(4) 対応拠点	8
(5) 安否確認	8
① 利用者の安否確認	8

② 職員の安否確認	8
(6) 職員の参集基準.....	8
(7) 施設内外での避難場所・避難方法.....	8
(8) 重要業務の継続.....	9
(9) 職員の管理(ケア).....	9
① 休憩・宿泊場所	9
② 勤務シフト	9
(10) 復旧対応.....	9
① 破損個所の確認	9
② 業者連絡先一覧の整備.....	10
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	10
4. 他施設との連携	10
(1) 連携体制の構築.....	10
① 連携先との協議	10
② 連携協定書の締結.....	10
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	10
(2) 連携対応	11
① 事前準備.....	11
② 利用者情報の整理.....	11
③ 共同訓練.....	11
5. 地域との連携.....	11
(1) 被災時の職員の派遣	11
(2) 福祉避難所の運営	11
① 福祉避難所の指定.....	11
② 福祉避難所開設の事前準備.....	11
6. 通所系・固有事項	12
<更新履歴>	12

1. 総論

(1) 基本方針

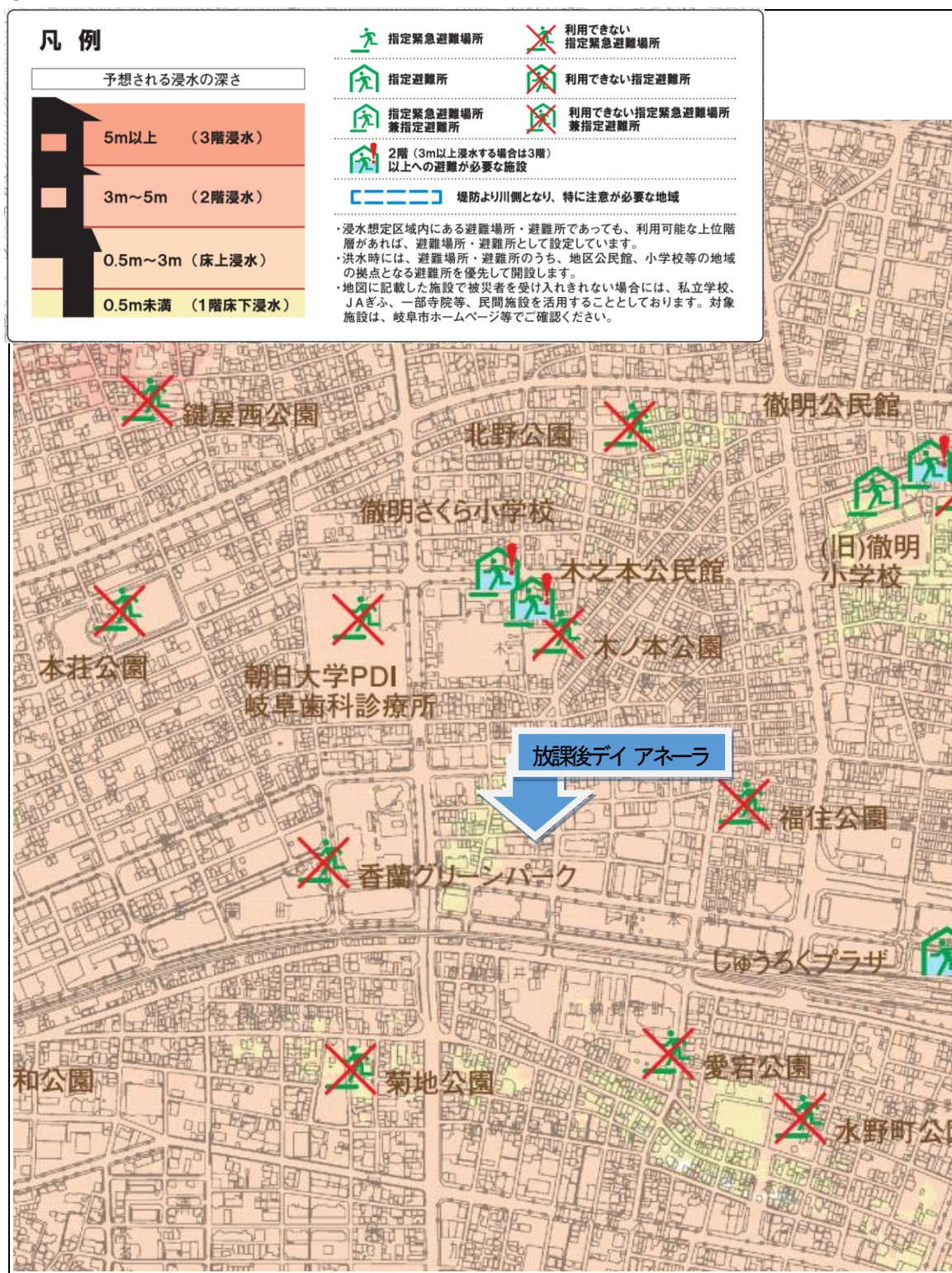
1. 基本方針 自然災害時における対応の基本方針は以下のとおりとする。
- (1) 利用者の安全確保は、体力が弱い障害児（者）に対するサービス提供を行うことを認識すること。自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保する」ことが最大の役割である。そのため、「利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となる。
- (2) サービスの継続 放課後等デイサービス事業者は、利用者の健康、身体、生命を守るために必要不可欠な責任を担っている。障害児通所施設においては自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前の準備を入念に進めることが必要である。放課後等デイサービス利用者に対して「放課後の居場所」を提供しており、例えば地震等で施設が被災したとしても、サービスの提供を中断することは最大の方法ではないと考え、被災時に最小限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他所で支援を行う場合の双方について事前の検討や準備を進めることが必要となる。また、極力業務を継続できるように努めるとともに、万が一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要である。
- (3) 職員の安全確保 自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃等職員の労働環境が過酷にあることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講ずることとする。
- (4) 地域への貢献 障害児通所施設事業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設が持つ機能を活かして被災時に地域へ貢献することも重要な役割である。

(2) 推進体制

放課後デイ アネーラ			
主な役割	部署・役職	氏名	補足
全体指揮	管理者	後藤幹子	
連絡・記録	社員	川尻真衣奈	
	社員	小栗早稀	
避難・手当	社員	堀田碧葉	
	パート職員	児島秀美	
安全確保	社員	藤田颯槻	
	社員	五島吉郎	
	パート職員	加藤哲	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認



② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

地震

- ・建物倒壊、外壁やガラス破片の落下
- ・建物内天井材の落下、物品の落下、調度品の転倒
- ・火災の発生・ライフライン(電気、水道)の停止
- ・通信手段の途絶

風水害(土砂災害含む)

- ・強風等による建物の損壊や避難経路の遮断
- ・建物の基礎が損壊
- ・河川の氾濫による浸水
- ・ライフライン(電気、水道)の停止
- ・通信手段の途絶
- ・周辺地域の浸水等による孤立化

火災

- ・類焼の拡大

【自施設で想定される影響】

	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
電力	使用不可(復旧待ち)			復旧					
飲料水	備蓄を使用								
生活用水	配給と復旧を待つ(トイレはビニール袋を利用して急場をしのぐ)								復旧
ガス	配給と復旧を待つ(トイレはビニール袋を利用して急場をしのぐ)								復旧
携帯電話	使用不可(復旧待ち)			復旧					
メール	使用不可(復旧待ち)			復旧					

(4) 優先業務の選定

① 優先する業務

優先業務	必要な職員数	
	午前中	午後
直接支援	4 人	4 人

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

・訓練の方針と概要について

事業所での避難は施設利用時の被災を想定することになるので、避難行動については限定的なものになるが、第一に利用児童の生命の安全を最優先にした訓練を行うようにしたい。特に風水害時の避難については洪水警報発令時に事業所が開所していないことが予想されるため、啓発訓練時に水害対策や避難生活での心構えに等について、利用児童に分かりやすく伝えていくことが重要と考える。

・避難訓練の実施について

啓発：年4回

実演：年2回

② BCPの検証・見直し

検証として避難訓練(実演)実施後に報告書を作成し、後日行われる会議で協議を行い、運営会社責任者が実施方法について承認を行う。また、協議の際に発言された内容について研究及び検証を行い、必要があればBCPの見直しを行うことで利用児童の安全を確保していきたい。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
放課後デイ アネーラ 岐阜市坂井町 2-6	建築基準法上の基準を満たしている 年月建設	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
ロッカー等の設備	転倒防止対策を行う	
消火器等の設備	設備点検と設置場所の確認を行う	
避難経路の確保	必要に応じ飛散防止フィルム等の措置を行う	

③ 水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	浸水の危険性を定期的に確認する	
建物周辺	外壁のひび割れや欠損等の定期的に確認する	
暴風について	危険性のある箇所がないか定期的に確認する	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
なし	稼働させるべき電気設備はありません

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
なし	稼働させるべきガス設備はありません

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

ペットボトルタイプの飲料水を確保している。
 備蓄量は 50ℓ(500 ml ペットボトル 100 本)

② 生活用水

被災直後の給水可能な状態時に 24ℓ容器 2 つの給水を行う予定。
 生活用水としては手洗いとトイレ洗浄および雑巾洗いなどの使用を予定しているが、すべてシートでの代用が可能である。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

運営上大きな問題にならないので、復旧作業を待つ対応になる。

(6) システムが停止した場合の対策

ノート PC の充電とプリンターの電源を確保できれば業務上は問題はない。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用児童】

- 1, 簡易トイレを備蓄しておく。
- 2, 電気・水道が止まった場合
 - (1) 速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを利用する。
 - (2) 排泄物や使用済みのオムツなど、所定のゴミ置き場へ保管する。

【職員】

利用児童の使用方法と同様に対応する。

② 汚物対策

衛生面を考慮して建物外部に保管する。保管する際は動物等の被害を想定した対応を心掛けることとする。

(8) 必要品の備蓄

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
尾西のパン	2 箱	2030.6	201	管理者
尾西のごはん	3 箱	2030.9	201	管理者
飲料水	100 本	2026.6	201	管理者

【医薬品・衛生用品・日用品・備品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
救急箱	1 箱		201	管理者
ティッシュ	5 箱		201	管理者
ウェットティッシュ	1 箱		201	管理者
簡易トイレ	2 箱		201	管理者
トイレトペーパー	3 袋		202	管理者
ビニール手袋	10 箱		202	管理者

(9) 資金手当て

--

＊地震保険の保険契約については地域によって制限がある。

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

近隣の交通網が破壊された場合(道路のひび割れ等)に発動すると考えられる

【水害による発動基準】

金華橋や忠節橋が氾濫危険水位に達した場合に発動すると考えられる

【情報源】

・緊急地震速報。インターネット・テレビ・ラジオ・岐阜市担当課

管理者	代替者①	代替者②
児童発達管理責任者兼務	正社員のうち社歴が長い方	正社員のうちで年長者

(2) 行動基準

利用児童と自身の生命を守る行動を心掛ける

(3) 対応体制

災害時における対応体制は以下のとおりとする。

(1) 情報班（管理者及び常勤職員）

- ・行政や外部機関と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、職員に報告する
- ・利用者家族への利用者の状況等を報告する(可能であれば LINE や SMS をメインに使用する)

(2) 消火班（常勤職員）

- ・地震発生直後には直ちに火元の点検を行い、発火の防止に万全を期すとともに発火の際は消火に努める

(3) 応急物資班（常勤職員及びパート職員）

- ・食料や飲料水などの確保に努めるとともに、炊き出しや飲料水の配布を行う

(4) 安全指導班（常勤職員及びパート職員）

- ・利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。管理者の指示があれば利用者の避難誘導を行う

(5) 救護班（常勤職員及びパート職員）

- ・負傷者の救出、応急手当及び病院等への搬送を行う

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
放課後デイ アネーラ 岐阜市坂井町2-6 201	放課後デイ アネーラ 岐阜市坂井町2-6 202	放課後デイ アネーラ 岐阜市坂井町2-6 501

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

基本的に利用時は室内で安否が確認できるため心配はないが、戸外活動時の被災については、現地到着時に対応方法の打ち合わせを行うこととする

【医療機関への搬送方法】

被災時は救急車の出動については困難が予想されるため、教室の送迎車にて搬出するが自薦に受け入れ先の状態を確認して対応することが望ましい

② 職員の安否確認

【施設内】

基本的に利用時は室内で安否が確認できるため心配はないが、戸外活動時の被災については、現地到着時に対応方法の打ち合わせを行うこととする

【自宅等】

管理者が安否の確認を行う。連絡のつかない職員に関しては直接電話をして確認する。

(6) 職員の参集基準

自宅が被災していない常勤職員は参集とする

【自動参集基準の対象外】

自宅が被災又は道路が寸断する等理由により、出勤することで職員に危険が及ぶ場合には参集は行わないこととする

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
第一避難場所	窓がない壁際に避難	横一列になり、揺れや窓の破損に対処する

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
第一避難方法	建物倒壊の被害を受けない場所	周囲の安全を確認して安全を確保したい

(8) 重要業務の継続

経過目安	発災当日	発生後 1 日	発生後 2 日	発生後 3 日
職員数	定数率 120%	定数率 100%	定数率 100%	定数率 100%
	5 名	4 名	4 名	4 名
在庫量	100%	90%	70%	20%
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	断水
重要業務の基準	利用児童を無事に帰宅させる	ほぼ通常、一部減少・休止	ほぼ通常、一部減少・休止	ほぼ通常、一部減少・休止

(9) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
通常と同様に対応	業務上必要としない

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

震災発生後に職員が長時間帰宅できず、長時間勤務となる可能性はないが、参集した職員の人数により、なるべく職員の体制及び負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフトは柔軟に取り扱うこととする

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	...		
建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	...		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどはホームページや SNS 等を利用して情報発信する。
公表のタイミングや範囲、内容、方法については慎重に精査を行う

4. 他施設との連携

（１）連携体制の構築

① 連携先との協議

・医療機関
竹田クリニック
・自治体関連部署
岐阜市障害福祉課

② 連携協定書の締結

現在のところ、予定はない

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
竹田クリニック	058-254-0066	医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
岐阜市障害福祉課	058-265-4142	
岐阜市防災課	058-265-4141	
一般社団法人 障がい児成長支援協会	0574-66-5166	各種研修の受講

(2) 連携対応

① 事前準備

職員間で情報を共有している

② 利用者情報の整理

職員間で情報を共有している

③ 共同訓練

- ・年に一度、共同で防災訓練・避難訓練を実施する。
- ・日頃から連携先と担当者間の連絡体制を密にして、信頼関係を築く。
担当者の異動や変更がある場合の連絡を必ず行う。
- ・地震による火災発生・停電、河川氾濫による水害、移動困難などを想定して訓練を行う。
- ・訓練前の準備、事後の反省と次回の訓練計画への反映を共同で行うことで、実践的な内容にする。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

災害時に公的な対策本部の要請があれば対応していく

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所として必要な設備を備えてはいないが、利用児童家族等からの要請で利用の申し出があればその都度対応していきたい。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

物資等については積極的な開設ではないので事業所で用意するのではなく、利用希望者のご家族毎の対応を求める。一般避難所の利用が困難と予想される利用児童の保護者には、平時に説明をして自助努力にて対応をしていただく。また開設時の運営は、管理者が対応にあたることとする

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

- (1) サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急連絡先を把握すること(携帯電話、メール等)
- (2) 学校等と連携し、利用者への安否確認の方法等を確認しておくこと
- (3) 平時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、利用者が他に利用している放課後等デイサービス事業所)と良好な関係を築くこと

【災害が予想される場合の対応】

- (1) 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合等においては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに学校等にも情報共有の上、利用者や野の家族にも説明する
- (2) 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する

【災害発生時の対応】

- (1) サービスの提供を長期間休止する場合は、市障害福祉課へ確認のうえ必要に応じて別室を利用したサービスへの変更を検討する
- (2) 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族等へ安否状況の連絡を行う
- (3) 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する
- (4) 帰宅にあたって可能であれば利用者家族等の協力を得て行う
- (5) 帰宅が困難な利用者は、岐阜市と協議の上対応を検討する

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和6年3月20日	本書作成	後藤
令和7年4月1日	本書更新	後藤